宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
印刷所　KK 新造堂

市の住民登録人口
（43年5月末日現在）

世帯数	24,936世帯
人口	89,918人
男	45,931人
女	43,987人
外人登録人口	1,400人

43年5月市人口の動き
出生187人　死亡48人
結婚184組　離婚 6組

市の面積
67.29 平方キロメートル

ポンプ据付けで大雨もOK

井川改修工事が完成

三〇〇戸の浸水を解消

昭和三十五年から着工していた井川排水路の改修工事は、今年度で工事を完了します。

すでに、昨年度で、終末処理をするための井川から宇治川へ排水するポンプの据付けを終り、試運転の結果では、排水能力も上々。これから出水期に向うだけに心配されていた、里尻や小桜地区周辺の豪雨時の汚水の悩みも一挙に解消しました。◇

井川は、平等院前の宇治川から取水し、平等院を横切り、宇治橋通りから里尻を経て日本レイヨン横からポンプ場にいたる延〇一、〇三三メートル。巾二メートルから二、七メートルの水路です。この水路は、もともと小倉方面の田畑のかんがい用水として造られたものといわれており、以前は、水も美しく小魚があちこちで泳いでいるのがみられたといいます。

ところが、周辺に家が建ちならび、宇治地区全体が発展するにつれて、各家庭からの排水が流れ込み、いつのまにか下水の役目を兼ねるようになってきたのです。

また、ゴミの捨て捨てがあちこちでされるため、腐敗と悪臭で、ついにはドブ川と化してしまいました。そのうえ水路のせまいことや勾配のとり方が悪いなどで、ちょっと強い雨が降ると汚水があふれ、低いところでは、床下ばかりでなく、床上にまで浸水する有様。これでは、観光宇治の名を汚す結果となってしまい、市民からも早急に改修する要望が市によせられたのです。

そこで、市は、三十四年に井川改修計画案をつくり、市都市計画審議会にはかって、建設大臣の事業決定の認可を受けると同時に改修工事にとりかかり、九年の歳月をかけてようやく完成にまでこぎつけることができたものです。三十五年度から四十二年度までについやした費用は、一億三千百万円。

昨年度に据付けた九〇〇ミリのポンプ（排水量毎秒一、七トン）二二〇馬力のジーゼルエンジンについで、今年度は、三千三百万円で六〇〇のミリのポンプ（排水量毎秒〇、七五トン）、一七〇馬力ジーゼルエンジン、五五キロワットのモーターをとりつけて工事を終わります。いままでちょっとした雨降りでも井川の下水が道路にあふれたり、常に被害を受けていた里尻、小桜地区三〇〇戸の浸水も完全にシャットアウトされることになります。

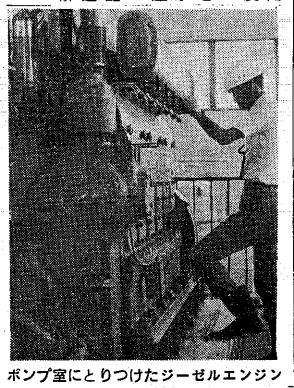
ポンプ室にとりつけたジーゼルエンジン

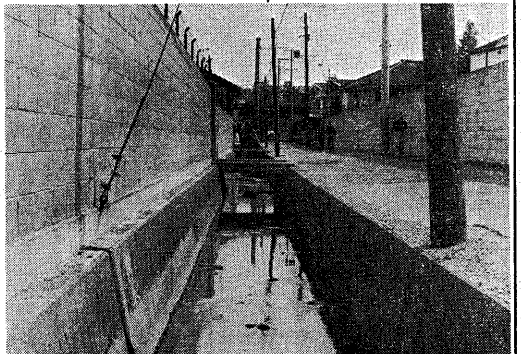
↓面目を一新した井川排水路（日レ横で）

文化財保護委員きまる

正しい理解と保護を推進

市は、さる三月定例議会で「宇治市文化財保護委員会条例」を定めましたが、六月一日付で次の八名の方を市文化財保護委員に委嘱しました。

この条例は、市内にある貴重な文化財の保護と活用をはかり、市民の文化財に対する関心を盛りあげ、正しい理解をつながし、宇治市文化の進歩と向上をはかるものです。

保護委員会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定、保護対策、活用などに関する事項を答申するほか、文化財保護に関する必要な仕事をすすめてゆきます。保護委員会では、近く第一回の委員会を開き、委員長の選出やこれからの委員会のすすめ方などを協議し、本格的に宇治市文化財の保存や活用の仕事をすすめることになりました。

〔委員氏名〕（敬称略）

奥田　弘（広野町茶屋垣五）
上林　明（宇治蓮華四七）
上林種太郎（宇治壱番一三七）
北村正嗣（白川川上六七一）
小山健三（小倉町寺内七九）
杉山信三（木幡南山畑二八）
藤原厚一郎（五ケ庄大林四三）
宮坂敏夫（宇治蓮華一二四）

野つぼ水ためにサクやフタを

こどもの転落事故をなくそう

市では、六月から〆危険な野つぼをなくす運動〆をはじめます。

この運動は、ことしで三年目を迎え、いままで野つぼの所有者、町内会、自治会の協力で、順調な成果をあげてきました。すでに危険なもの二五〇個のうち、不用になった半数ちかくが、所有者の了解のもとにとりこわされたり、市の半額補助で、ふたがとりつけられています。

一昔前までは、農家のたいせつな肥料保存のための野つぼも、いまでは、金肥を使うために、無用の長物になったり、使っていてもかんがい用の水ためになっているのが多くあります。

しかし、これらは、こどもたちが落ち込めば、背丈より深いものが多いだけに、大事故につながることが十分考えられます。

これからは、こどもたちが戸外で遊ぶことが多くなります。野つぼの所有者の方は、事故がおこらないよう不用になったものはりこわしていただくようお願いいたします。

また、これからも使用をつづけられる方は、一度、野つぼの状況を調べていただき、ふたがなかったり、不完全なものは、すぐ丈夫なものとかえてください。

なお、とりこわしや、ふたつけをつけるために要する経費のうち半額を市が負担しますのでお申出ください。

使わない野つぼをそのまま放っておくことは、危険なばかりでなく、蚊やハエの発生源となり、環境衛生上放置することはできません。美しいまちづくりを進めるためにも〆危険な野つぼ〆をなくす運動に市民のみなさんのご協力をお願いします。

いたずらはお断わり

こどもの行動に注意して

ところで、野つぼや水ためのある所でも、すぐこわされてしまう。「また、ふたをはずして、石を投げこまれる。どみや木くずを捨てられてしまう。」

農家にとっては、野つぼ水がなくなるこれで困る。」などです。

保護者の方は、こどもが、野つぼや水ためでいたづらをしたり、また危険な遊びをして事故をおこさないよう、こどもの行動に十分注意してください。

道路ぎわにある危険な野つぼ

共同募金ありがとうございました

64万円が市に還元

昨年の十月から、みなさん方にご協力いただきました赤い羽根共同募金額の集計と宇治市への配分金額が決まりましたのでお知らせします

▽目標額　一、五二六〇〇〇円
▽募金額　一、三八五八九二円

（地区別の内訳）

東宇治	三四八、二二六円
宇治	三三四、五六九円
大久保	一四四、三四一円
槙島	八一、一〇五円
小倉	二一七、四一三円
本部扱い	二六〇、二三七円

（募金実績は目標額の九〇、八％でした）

この募金のうち、六四六、六〇五円が宇治市に還元され、市社会福祉協議会のとしの事業費に繰入れられました。福祉協議会ではこの配分金をもとに、こども会守るどの児童費、老人大学・盲人協会の老人施設設置費などの社会福祉事業費、心配ごと相談所・結婚相談所の運営費補助、子供会の育成費など、赤い羽根に寄せられたみなさん方のご協力に応えられる事業に使うことにしています。

わたくしたちは、毎日の生活が明るく、生きる喜びに満ちあふれてこそ、人間としての生きがいを感じるものです。日本中みんながしあわせになるために助けあうのが共同募金にこめられたねがいです。みなさんのご協力に対し厚くお礼申しあげますとともに、こんごともよろしくご協力のほどおねがいします

京都府共同募金
宇治地区支会長
新庄義信

無料法律相談

土地や家屋の明渡し、相続、金銭の貸借など、日常生活の法律問題に困っておられる方も多いことでしょう。

宇治市では、社会福祉協議会、宇治市公民館、立命館大学学生法律相談部の共催で、無料法律相談所を開設します。日ごろの悩みごとをご遠慮なくもちよってください。

▼日　時　七月十四日（日）
　午前十時～午後三時半
▼会　場　市民会館大会議室
▼相談内容
財産法＝金銭貸借・損害賠償
身分法＝結婚・離婚・相続
借地借家法＝家屋土地明渡・賃料
商　法＝手形・小切手・会社
公　法＝農地、土地収用・交通事故
その他刑事事件を除く法律問題について相談します。

心配ごと相談

定例相談
六月十　八日　金井金一郎　長沢きく
六月二十五日　平岡舜一　松山まき

法律相談
六月二十日　芥潔弁護士　宮城敏夫

以上いづれも川東公民館で午後一時から四時まで

今月の出張徴収

昭和43年度
固定資産税・都市計
納税通知書

六月二十八日
旦椋公会堂・広野公民館・伊勢田公民館・開公民館

六月二十九日
木幡公民館・東宇治分室

六月三十日
川東公民館・神明公民館

いづれも午前十時から午後四時まで取扱います。

今月は市民税・府民税・国民健康保険税の第一期の納期月です。

なお、滞納分も取扱っていますので、ご利用ください。

第203号　第3種郵便物認可毎月1回1日発行定価1部5円　宇治市政だより　昭和29年2月16日第3種郵便物認可　昭和43年6月1日発行　(2)

ぐんぐん伸びる市人口

四月末で九万人を突破

宇治市の人口は、四月末で、ついに九万人を突破し、十万人にあと一歩にせまりました。

四月末の集計では、住民・外人登録を含めて、総人口は、九〇、五〇九人、二五、〇八〇世帯で、市制をしいて以来十七年目にして九万人を突破しました。とくに人口増がはげしくなったのは、三十六年以降ですが、三十七年には、一時減少しています。これは、自衛隊や市内の工場従業員転出による減少によるものです。しかし、再び三十八年以降は増加する一方で四十一年中の住民登録人口の増加数は市はじまって以来最高で八、八九〇人もふえています。

人口のふえ方だけをみると三十六年から三十五年までの九年間では、わずか九、一〇五人の増加にとどまっていますが、三十六年から、本年三月末では、四〇、五八〇人の増加を示しています。これは三十六年頃から市内の各所で住宅団地の造成がはじまり、住居が建てられるにつれて転入してくる世帯がふえたためで、ほとんどが社会増といえます。

こんども当分は、この調子で人口がふえることが予想されるだけに、早ければ、ことしの春れに、遅くとも来年中には十万人を突破して、府下第二位の都市になります。

なお、先にまとめた、三月末現在の地区別世帯数及び人口は、次のとおりです。

▽六地蔵　世帯数　三六二　人口　一、二〇六
▽木幡　世帯数　三、二八一　人口　一、二、三七
▽五ケ庄　世帯数　三、三八一　人口　二、一八
▽蒐道　世帯数　一、〇六二　人口　三、七五二
▽志津川　世帯数　一七〇　人口　六二七
▽炭山　世帯数　二三　人口　九六
▽二尾　世帯数　一二　人口　四七
▽池尾　世帯数　一四三　人口　五九
▽東笠取　世帯数　三五　人口　一三〇
▽西笠取　世帯数　一二四　人口　三五
▽宇治　世帯数　四、七三一　人口　一九、四九五
▽神明　世帯数　八五〇　人口　二、九七七
▽羽拍子　世帯数　二六六　人口　八、六一八
▽白川　世帯数　九一六　人口　一一七
▽槇島　世帯数　一、二五一　人口　四、三〇六
▽小倉　世帯数　三、五六二　人口　一、四五六
▽開　世帯数　五二四　人口　一、八七七
▽伊勢田　世帯数　一、一〇二　人口　四、八二三
▽安田　世帯数　一七　人口　七九
▽大久保　世帯数　一、七九二　人口　五、八六二
▽広野　世帯数　二、二六六　人口　八、六一八

国道24号線沿いのめざましい発展ぶり

公害シリーズ

美しい自然に恵まれた生活、なかでも、緑の山や美しい川のある生活はわたくしたちにうるおいを与えてくれるものです。前号から水に関する公害問題について考えていますが、今回は宇治川の水質規制について説明します。

◇

この宇治川の水質規制は「公共用水域の水質の保全に関する法律」にもとづいて、宇治川が指定水域に指定されたため実施されるものです。これは、工場や事業所から出される廃液の水質を一定基準以上保ち宇治川を汚濁しないようにするもので、さる四月二十五日から適用されています。

指定水域

天ケ瀬ダムから御幸橋（綴喜郡八幡町）までの宇治川本川および、これに流入する公共用水域が指定されています。

水質基準

水素イオン濃度、浮遊物質量、油分含有量、フェノールやクロム・砒鉛などの含有量など、十の項目にわたって規制しています。この規制されている基準はことしの四月二十五日にすでに設置されている工場（事業所）とそれ以後に設置または増設された工場によって異ります。

工場・事業所の義務

工場排水などを指定水域に排出する場合、工場排水等の規制に関する法律によって告示から三〇日以内に届出なければなりません。また、資本金一、〇〇〇万円を超える法人と常時従業員が三〇人を超える法人および個人については、工場から排出される水質の測定が義務づけられています。なお、市が調査したところでは、水質基準規制を受ける工場は市内に十四あり、このうち、十三工場に水質測定義務があります。

また、一般地域・下水道整備地域・下水道整備計画地域によっても異ります。（宇治市は一般地域にはいります。）

適用される工場

この水質基準は、一日の通常の排水量が一〇〇トン以上（電気メッキ施設を有するもの、廃油再生業については、五〇トン未満）の工場に適用されます。また、これ以下の工場については、別に告示する日から適用されます。

なお、この水質規制を受けない工場も、みだりに工場廃液を出すことは、絶対に注意して十分ご注意ください。

くわしくは、府宇治事務所産業振興課、または市役所企画広報課公害係におたずねください。

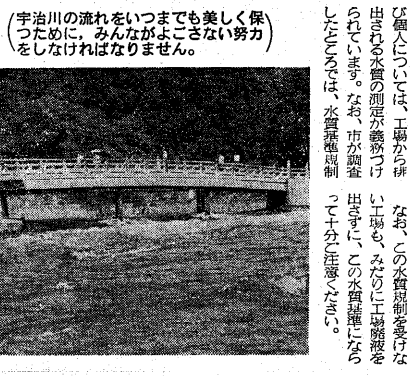

宇治川の流れをいつまでも美しく保つために，みんながよごさない努力をしなければなりません。

23日から大掃除

雨天のときは翌週に

ことしの夏の大そうじの日程が決まりました。

わたくしたちは毎日家の内外をそうじしていますが、一年もたちますとどうしても手のゆきとどかないところや汚れのひどいところができます。この大そうじは一年に一回、清掃法にもとづいて清掃し、生活環境を清潔にし、伝染病などを防ぐために実施します。

大そうじでは、とくに次の点に注意してください。

▽屋内に日光が十分はいるようにし、通風をよくしてください。

▽タタミ、敷物、衣類などを日光に十分さらしてください。

▽便所、ながし、溝などを清掃し薬剤をまいて、カ、ハエ、ゴキブリ、イエダニの駆除をしてください。

出たゴミは翌日収集

大そうじでできたゴミはその翌日収集する予定ですが、やむをえずあらかじめ定められた日以外に大そうじをされた場合は次の収集日までお待ちください。また、燃えるゴミと燃えないゴミは別々に分けて出してください。

地区別の日程

六月二十三日（日）

▽伊勢田町・安田金域
▽羽拍子・国道筋
▽小倉＝近鉄線から東側の小倉金域
▽宇治＝半白
▽白川・志津川
六月二十四日（月）
▽小倉＝近鉄線から西側の小倉団地金域
▽槇島＝全域
▽宇治＝隆山
▽笠取・炭山・池尾・二尾
六月二十五日（火）
▽広野＝新田駅東、開ケ丘、一五丁目、円蔵院前、大亀谷園、源氏ケ丘、翠光園、朝日ケ丘
▽大久保＝全域
六月二十六日（水）
▽神明＝全域
▽羽拍子＝（国道筋を除く）
▽開町＝全域
▽広野＝新田駅、八軒家、宮谷開開町、一里ケ丘
六月二十七日（木）
▽宇治＝全域（川東、半田、蔭山を除く）
▽白川・志津川
六月二十八日（金）
▽宇治＝川東
▽蒐道＝全域
▽五ケ庄＝新開住宅、福角住宅、新茶屋、上村、岡本、一里塚
六月二十九日（土）
▽五ケ庄＝全域（新開住宅、福角住宅、新茶屋、上村、岡本、一里塚を除く）
▽木幡＝御陵道から南端までの旧道
六月三十日（日）
▽木幡＝全域（御陵道から南端までの旧道を除く）
▽六地蔵＝全域

◉なお、雨天の場合は一週間おくれて、同じ順日に実施してください。

一日・十五日は防火デー

家庭でも総点検を

市消防本部では、宇治市から火災をなくすため、防火の日を定めました。毎月、一日と十五日の防火の日には、市内をパトロールして、火災予防の啓蒙につとめています。

日常、火の取扱いについては十分注意していただいていますが、とくに、一日と十五日の防火の日には気をつけていただくために、この制度をもうけたものです。

防火点検

火災発生を未然に防ぐため、次の点についてよく調べてください。

▽炊事場や風呂場の構造とそこで使用する器具は安全であるか。

▽火を使う器具の置き場所は適切であるか、また、その付近はよく整理整とんされているか。

▽火のあとしまつは完全か。

▽家庭や町内に備えつけてある消火器は、いつでも、かんたんに使用できるか。

万一、火災が生じたことを考えて、初期防火のため、バケツに水をくんでおくとか、プロパンガスや油などに対処する消火器を備えておけるなど、十分ご注意ください。

図書室から

宇治市民会館図書室では、母の日を記念して、五月十二日から児童書の貸出しを実施しています。四才位から楽しめるいろいろな絵本を多数整備していますので十分ご利用下さい。

また、以前から強い要望のあった学生の館外貸出を、六月一日（日曜日）から高校生以上の学生に対して始めました。

貸出は、児童書の貸出、学生への貸出のいずれも、五人以上のグループに対してのみ行います。

この機会に多数のグループの届出をおまちしています。くわしくは宇治市民会館図書室へ（四〇四〇四九番）へお問合せ下さい。

今回は、児童向けの本を絞りましたので、せいぜいご利用ください。

（児童書案内）

▽ひろすけ童話（四～八才向）浜田広介著
▽幼年絵童話全集（四～八才向）
▽少年少女シートン動物記（小学三年・中学生向）
▽父が子に語る世界史物語（小学三年・中学生向）ネール著
▽私たちはどう生きるか（中学生向）小泉信三著
▽図画工作図鑑（小学三年・中学生向）
▽スクール図解百科事典（小・中学生向）講談社編
▽少年少女世界推理文学全集（小・中学生向）

今月のお知らせ

福祉年金の届出をお早く

国民年金（老齢、母子、障害）の福祉年金を受けている方は、六月一日から六月三十日までに四十三年度の申請する方について受付をいたしますので、国民年金証書とはんこを持って保険年金課国民年金係までお越し下さい。

このことについては、毎年、本人、扶養義務者、配偶者などの前年の所得状況届を京都府国民年金課に申請することになっていますが、これによって九月以降の支払日に受けられる国民年金（福祉）の額が決まりますから、忘れずに届けていただきますようお願いします。

なお、届出の用紙に係員が必要な事項を記入いたしますから、所得状況などのわかる方がおいで下さい。また、本年度に受給資格が発生する方は、明治三十一年生れの人で誕生日がすんだ人です。

明治三十一年以前に生れた人で事情があってまだ申請していない人も、この時に受付をいたしますから、ぜひお越し下さい。

（保険年金課）

身体障害者相談員きまる

昭和四十三年度の、身体障害者の相談員がきまりました。身体に障害のある方で、施設への入所、補装具申請、その他わからないことがあれば、ご相談ください。

◎視覚障害者相談員
宇治市宇治里尻五三ノ三　貴志　政雄
◎肢体障害者相談員
宇治市宇治一番六二　市川　義知

肢体不自由児の巡回相談

▽場所　宇治保健所
▽日時　七月十日（水曜日）午前十時三十分から午後三時まで

（福祉事務所）

交通反則金制度来月から実施

ことしの七月一日から、交通反則通告制度が実施されます。

この制度は、運転者の違反行為のうち、比較的軽いもの（①ひき逃げ、②酒よい運転③無免許、無資格運転④毎時二十五キロメートル以上の速度違反などの悪質で危険性の高いものを除く違反）を反則行為とし、警察本部長が反則金の納付を通告するものです。

▽反則金とは

警察本部長の通告にもとづいて国に納めなければならない金額で、反則行為の種別により、最高一万円から最低二千円の間で定められています。

この反則金は、交通安全対策の一環として、道路交通の安全施設にあてるため、府県および市町村に交付されます。

▽この制度の手続

反則した場合、現場の警察官が警察本部長宛て反則者に通知決められた期間内に銀行または郵便局に反則金を納めることをたてまえとしています。

反則金を納めた場合は、その行為について刑事裁判を受けなってもよくなりますが、納めなかった場合は刑事手続によって処理されます。

なお、市民の利便のため、仮納付の制度もあります。

▽刑事手続による場合

次のような場合、反則金通告制度は適用されません。

①居所や氏名が不明の者
②逃亡のおそれのある者
③告知書の受領を拒んだ者

このように、この制度は交通違反の事務処理を簡単に、しかも迅速にするもので、市民のみなさんが万一、交通違反をされても、混乱のないよう、この制度を十分ご理解ください。

（宇治警察署）